

## 東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震にかかる災害救助法 適用地域の世帯の学生に対する日本学生支援機構奨学金の緊急採 用・応急採用について

学生のみなさんへ

日本学生支援機構は、日本人学生(定住者等を含む。)を対象として、家計支持者が失職・破産・倒産・事故・病気・死亡、または火災・災害等により家計急変が生じ、緊急に奨学金が必要となった場合に申込みができます。(ただし、事由が発生してから12ヶ月以内となります。)

詳しくは、本部奨学厚生課奨学チーム(奨学金担当)へ直接御相談ください。  
(学生支援センター1F)

### (ア)緊急採用(第一種奨学金)

#### ○ 奨学金貸与始期

家計急変の生じた月(災害などの発生時期によって始期が変わる。)以降で申込者が希望する月から。ただし、家計急変の事由が平成23年3月以前に生じたものである場合でも、遡って希望できる月は平成23年4月を限度とします。

#### ○ 奨学金貸与期間

上記貸与始期から採用年度末(平成24年3月)まで※

※ 原則として、年度内の貸与となりますが、理由等により延長となる場合があります。

### (イ) 応急採用(第二種奨学金)

#### ○ 奨学金貸与始期

平成23年4月以降で申込者が希望する月から。

#### ○ 奨学金貸与期間

貸与始期から標準修業年限が終了する月まで。

---

災害救助法適用地域の世帯の学生で奨学金を希望する者は、該当者全員を日本学生支援機構に推薦します。申込みにあたっては被災の証拠書類(例えば「被災(罹災)証明書の写し)」が必要です。

災害救助法の適用地域は、奨学厚生課奨学チームへ確認してください。

災害救助法の適用を受けない近隣の地域で、同等の災害にかかった世帯の学生及び同地域に勤務し勤務先が被災した世帯の学生で同等の災害にかかったものについても、適用地域に準じて取り扱います。

平成23年 3月22日  
本部 奨学厚生課